

全建事発第 032 号

令和 7 年 6 月 6 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会

会 長 今 井 雅 則

〔 公 印 省 略 〕

価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび国土交通省より、賃上げの流れを取引の上流から下流まで広く行き渡らせるためには、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進め、さらに幅広い業界で同時並行的に発注者となる企業が受注者との取引全般における適正取引を行うことが重要であり、価格転嫁を阻害する商習慣の一掃に向けた各種の取組を進めるよう要請がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮でございますが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知いただくとともに、特に別添 1 の記書き 1 から 6 について依頼いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

別添 1 国土交通省要請文

別添 2 車座国交大臣プレゼン資料関係箇所抜粋資料

別添 3 下請法違反がないかの自主点検ポイント

別添 4 下請法概要・自発的申出等について

(担当) 事業部 三浦

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

国 不 建 第 2 8 号
令和 7 年 6 月 3 日

建設業者団体の長 殿

国土交通大臣 中野 洋昌

価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について（要請）

平素より、国土交通行政の推進及び取引適正化に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、我が国経済は、長年続いたデフレ経済を脱却し、賃上げと投資が牽引する「成長型経済への転換」ができるか、重要な局面を迎えております。令和7年の春季労使交渉において、33年ぶりの高水準となった今年の勢いで大幅な賃上げを実現し、賃上げの流れを中小企業等で働く方々まで、そして、取引の上流から下流まで広く行き渡らせるためには、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが、必要不可欠です。また、サプライチェーンの隅々まで価格転嫁を浸透させることは、サプライチェーン全体で利益を共有し、賃上げ・投資を促し、取引先により支えられている発注者自身の製品・サービスの競争力強化に繋がる、極めて重要な課題であります。

価格転嫁・取引適正化を社会全体で進めるためには、幅広い業界で同時並行的に、発注者となる企業が、中核となる事業に関する取引のみならず、受注者との取引全般における適正取引を行うことが必要です。

こうした中で、令和7年1月16日に開催された「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」において、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一掃に向けた各種の取組を、政府が各業界・企業と連携して進めるよう、石破総理から指示がありました。

また、同月24日に開催された第7回「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において、上記車座における総理指示を具体化したものについて、関係省庁から所管業界に対し要請を行うよう、青木内閣官房副長官から指示がございました。

上記の主旨を踏まえ、建設業については、令和7年2月14日に開催された「建設業団体との賃上げ等に関する車座」において、国土交通大臣から出席いただいた建設業者団体の方々に対し副長官の指示事項について直接要請させていただいたところですが、今回文書という形で改めて要請させていただきたく存じます。

つきましては、貴団体におかれては、本要請文を会員企業等の皆様に周知いただくとともに、特に下記の点について依頼いたしますよう、お願い申し上げます。

また、各団体から周知・依頼を受けた個々の企業におかれては、経営者・代表者、調達担当の幹部の方から、現場の調達担当の方々まで、本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）又は下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」という。）違反がないかについての、業界全体での自主点検等

建設工事について、「通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない」等の建設業法第 19 条の 3 や第 19 条の 4 及び第 19 条等に違反する行為がないか、業界全体で自主点検を行い、建設業法違反があった場合には当該行為の取りやめなどの改善措置を講じること。

また、資材の製造委託、工事図面の情報成果物作成委託等、下請法の対象取引において「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」の禁止等の現行下請法第 4 条及び同法第 3 条等の規定に違反する行為がないか、業界全体で自主点検を行うこと。また、下請法違反があった場合には、下請事業者が受けた不利益の早期回復を行うなどの改善措置を講じること。その際、下請法の「自発的申出」¹を活用し、当該違反行為を行っていた親事業者が、公正取引委員会及び中小企業庁に対して違反行為を自発的に申し出ることにも検討すること。

2. 改正建設業法に基づく適正な取引の周知や、下請法の改正内容の周知及び同法の施行前からの自主的な対応

建設業においては、昨年改正された建設業法の内容も踏まえ、

- ・受注者は発注者や注文者に対して契約前に必要な情報を通知し、かつ、発注者や注文者は、受注者から申し出られた請負代金の額の設定や変更に関する協議に誠実に応じるべきこと
- ・下請代金の支払において、注文者から出来高払又は竣工払を受けた場合、できる限り早期に受注者へ支払うとともに、労務費相当分を現金払とするよう配慮すること

など、サプライチェーン全体での支払条件や支払手段の改善に努めることが求められる。ついては、貴団体の会員企業等に対して建設業法の規定に則った適正な取引を法改正の内容とあわせて周知するとともに、取引適正化の観点から建設業全体・建設企業において自主的な対応を行うこと。

また令和 7 年 5 月 16 日に成立した下請法の改正法²において、

- ・対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止すること
- ・対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止すること

等を新たに措置することとした。

¹ 「下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて」（公正取引委員会、平成 20 年 12 月 17 日公表）https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

² 「（令和 7 年 5 月 16 日）「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」の成立について」（公正取引委員会及び中小企業庁、令和 7 年 5 月 16 日公表）https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250516_toritekiseiritsu.html

本改正法は施行されていないものの、下請法の対象取引においてこれら新たに規制される行為等は法規制の有無にかかわらず速やかに是正されることが重要であり、改正法の施行を待つのではなく、各業界・企業に対して周知するとともに、取引適正化の観点で各業界・企業において自主的な対応を行うこと。

3. 「無償サービスの提供要請」、「手数料負担の押し付け」など、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習の見直し

発注者が受注者に対し、金銭や役務・サービス、その他の経済上の利益を、不当に提供させることは、下請法上、違反行為に該当し得るものである。にもかかわらず、「長年にわたり広く実施されている」、「不利益が小さく、別の取引で回収可能」等との言い分により、受注者にとって不利益・不合理でありながら「染みついた商慣習」も存在する。

例えば、「本来の債務とは別途の、無償サービスの提供要請」や、「メリットの不明確な協賛金・会費等の徴収」、「根拠・説明なき代金の減額（歩引き）」、「代金支払に伴う手数料等の受注者負担」などが該当する。更に、「製品在庫型の保管費用等を受注者が負担」、「製品の知的財産を、発注者が無償で取得」等、個別業界に特有の商慣習も散見される。

これらのうち、銀行振込手数料等、決済に伴う手数料の受注者負担については、下請法の運用を見直し、合意の有無にかかわらず、違反行為（減額）に当たると整理される方針である。加えて、製造委託において不良品が発生した場合、不良の是正に要した費用を、原因の所在にかかわらず、一方的に代金から相殺する行為は、下請法上の違反行為となり得る旨を明確化する方針である。³また、建設業においては、注文者が下請代金の振込手数料などの下請代金の支払に関して発生する諸費用等を一方的に代金から相殺する「赤伝処理」や、受注者の責に帰すべき理由がないのに、費用を一方的に受注者に負担させる「やり直し工事」については、当事者間の取引依存度等によっては建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」に違反するおそれがあるものである。⁴

このような、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習が、業界全体で一掃されるよう、①上記の考え方・方針について各業界・企業に周知するとともに、②改善すべき商慣習の提示と必要な見直しを行うこと。

4. 最終製品やサービスを消費者に提供する企業や業界による価格決定の配慮及び価格転嫁に係る情報発信

最終製品やサービスを消費者に提供する、いわば「サプライチェーンの頂点」となる企業や業界においては、

- (1) 直接の取引先を超えた、さらに先の取引先まで、価格転嫁が可能となるような価格決定を行うこと。
- (2) また、更に先への価格転嫁のための予算確保も含め、価格転嫁の方針が、サプライ

³ 「企業取引研究会 報告書」（企業取引研究会、令和6年12月公表）

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241225_kigyotorihiki_1.pdf

⁴ 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」「建設業法令遵守ガイドライン ― 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 ―」（国土交通省、令和6年12月公表）

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html

チェーンの隅々まで伝わるよう、例えば取引階層の深いサプライヤーも参加するセミナーの実施などを通じて広く情報発信を行うこと。

5. 自主行動計画の策定や遵守、商慣習の見直し・パートナーシップ構築宣言を行う旨を盛り込むなどの改善

「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画を策定した業界におかれては、その遵守を推進すること。また、既述のような価格転嫁を阻害する商慣習の一掃及び「パートナーシップ構築宣言」の推進などに向けて、引き続き、自主行動計画に基づく取組の充実や改善を図ること。なお、未策定の業界におかれては、自主行動計画の策定について検討を行うこと。

6. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「指針」という。）」の遵守徹底など

「指針」に示された行動指針を遵守すること。具体的には、

- (1) 発注企業におかれては、「指針」に基づいて、適切な価格転嫁のため、受注者との価格交渉を行うとともに、当該受注者に対して、更にその受注者に対しても、価格交渉を行うよう促すこと。その際、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁がなされるよう、直接の取引先である受注者の先の取引先の労務費についても価格設定に反映させること。
- (2) 受注者におかれては、「指針」に示された行動指針に基づき、積極的な価格交渉を行うこと。 等

以上

- ① 受注者の利益を損ね、価格転嫁を
阻害する商慣習の見直し
- ② サプライチェーン全体での適切な
価格転嫁
- ③ 自主行動計画の遵守
- ④ 「労務費の適切な転嫁のための価
格交渉に関する指針」の遵守の徹底

合理的な理由なく、価格低減を 要請していませんか？



法令違反となる可能性があります！

発注者が、自社の予算単価・価格のみを基準として、通常支払われる対価に比べ著しく低い取引価格を不当に定めることは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- ☒ 発注者の事情のみをもって価格の引き下げを要請していませんか。
- ☒ 不況時や為替変動時に協力依頼と称して大幅な価格低減を要求していませんか。
- ☒ 品質が異なる安価な海外製品を引き合いに、取引価格を引き下げていませんか。
- ☒ 現場の生産性改善など、コスト削減に向けた発注者による協力が無いにもかかわらず、受注者の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映させていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 品番毎にコスト削減の可能性を評価した上で、合理的な根拠に基づいて価格を設定する。
- 発注者の協力(大量発注や品質の緩和、工程見直しなど)により、受注者のコストダウンを図り、その効果を双方の寄与度によって価格に反映させる。
- 一定期間後に元の取引条件に戻すことを前提とした一時的な価格引下げについては、前提を明確に書面に記載し、適時に取引条件を戻す。
- 発注者は、製品の取引価格設定の根拠(品質、仕様、発注量など)を確認した上で、社内の予算承認を得る。

原材料価格やエネルギーコスト、労務費の上昇時、取引価格に反映していますか？



法令違反となる可能性があります！

原材料価格、エネルギーコスト、労務費などの上昇や、環境や安全面での規制対応に伴うコスト増であるにもかかわらず、不当に従来の取引価格で納入させた場合、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意！〉チェックポイント

- ☒ 受注者が、自社の企業努力では吸収しきれないコスト増分の転嫁を発注者に求めたにもかかわらず、取引価格を据え置いていませんか。
- ☒ 原材料などについて自社調達する受注者が、市況価格に応じたコスト増分の転嫁を発注者に求めたにもかかわらず、発注者が安価な大手メーカー支給材価格(集中購買価格)を踏まえた取引価格を押し付けていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 原材料価格、エネルギーコストなどの変動を加味した取引価格の算定手法(見直しの時期や方法、価格スライド制など)について十分に協議した上で、あらかじめ発注者・受注者間で合意しておく。
- 人手不足や最低賃金の引き上げに伴う労務費上昇については、その影響を十分に加味し、協議した上で取引単価を設定する。
- 合意がない事項については、外的要因によるコスト増加が企業努力で対応可能なものであるかの検討を行い、その範囲を超えるものについては、適切な転嫁がなされるよう発注者・受注者間で十分に協議する。

型^{*}を無償で保管・管理 させていませんか？



*ここでは、金型、木型、その他の
型を「型」としています。



法令違反となる可能性があります！

量産後の補給品の支給などのため、発注者が長期にわたり使用されない型を無償で保管させるなど、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意！〉チェックポイント

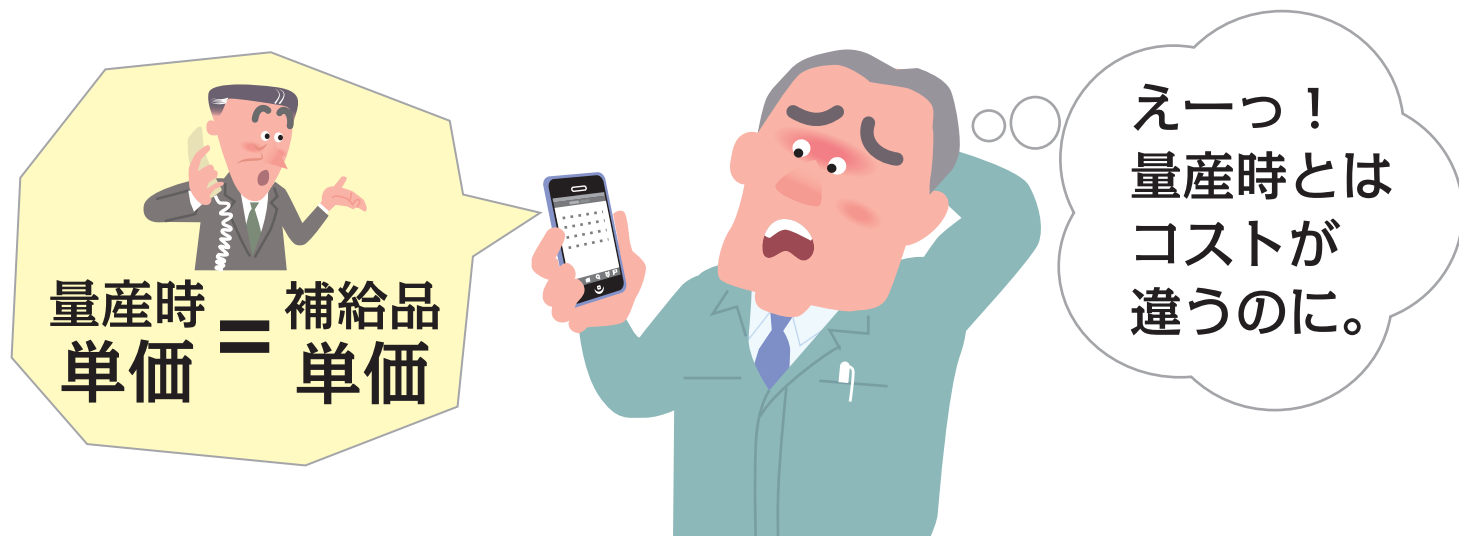
- ☒ 発注者が受注者に対して、長期にわたり使用されない型を無償で保管、管理させていませんか。
- ☒ 当初想定していない保管に伴うメンテナンスなどを無償で受注者に行わせていませんか。
- ☒ 受注者からの型の廃棄申請に応諾していますか。また、明確な返答を行っていますか。応諾した場合、廃棄費用を支払っていますか。応諾しない場合、保管に必要な費用を負担していますか。



こんな取引を目指しませんか？

- 金型・木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議し、保管方法や費用負担を明確に定める。
- 親事業者の事情により下請事業者に型の保管を求めている場合には、親事業者が必要な費用を負担する。
- 親事業者が主導して、型の保管期間や数量を最小限にとどめる努力をする。

量産時と同じ単価で、 補給品の販売を要請していませんか？



法令違反となる可能性があります！

量産が終了した補給品支給の契約を結ぶ場合、量産時よりも少量にもかかわらず、量産時と同等単価で発注するなど、取引価格を不当に定めることは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- ☒ 量産打ちきり後に補給品として発注したにもかかわらず、量産時と同じ単価で価格設定をしていませんか。
- ☒ 補給品生産における製品ごとの工程、工数などを考慮せず、発注者側の単価設定ルールによる契約をしていませんか。
- ☒ 補給品の発注の際に、給付内容などを記載した書面を受注者に交付していますか。



こんな取引を目指しませんか？

- 量産終了後、発注者は速やかに量産終了の旨を文書で受注者に通知し、補給品の支給期間や価格設定などについて受注者と協議する。
- 補給品の単価設定は、量産時とは異なる原材料価格や生産コストなどの条件を加味しながら十分に協議を行う。
- 量産開始前の当初の契約時点で、補給品の単価などについてあらかじめ合意し、明確に書面で定めておく。

少量発注にもかかわらず、大量発注を前提とした単価を設定していませんか？



法令違反となる可能性があります！

大量発注を前提とした見積りに基づいて取引単価を設定したにもかかわらず、見積り時よりも少ない数量を見積り時の予定単価で発注することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

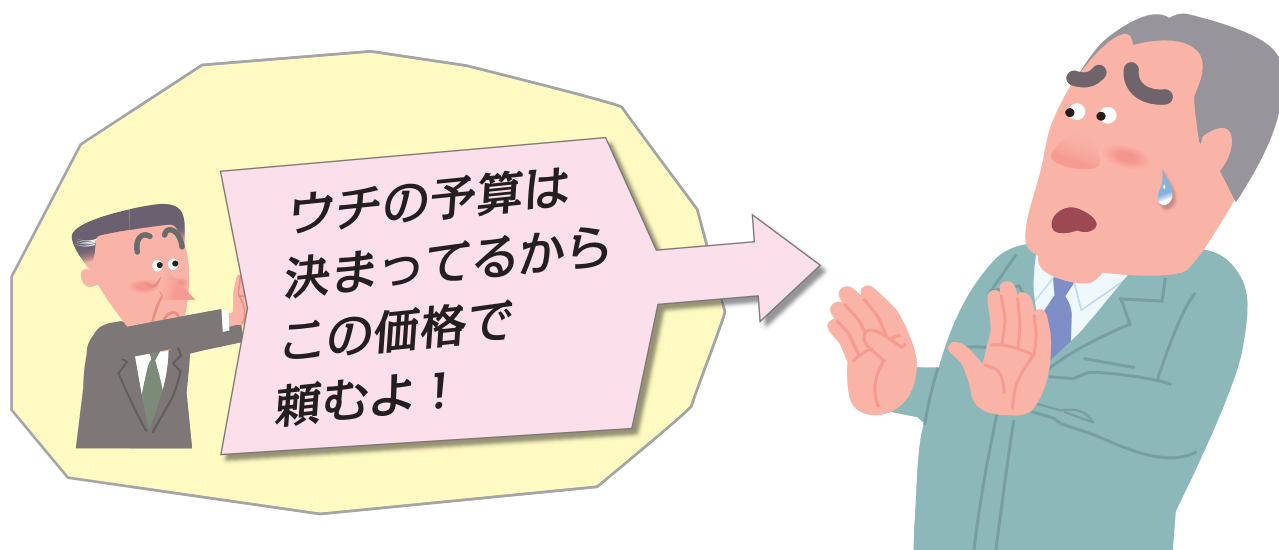
- ☒ 当初の大量発注を前提とした見積り時の数量から、発注数が大幅に減ったにもかかわらず、見積り時の単価で発注していませんか。
- ☒ 見積り時に約束した発注ロット数を無視し、発注者の都合で少ないロットで発注していませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 単価の設定時に納入見込み数量を明確にし、実際の発注数量が当初の見込みより一定以上変動した場合は、単価を再設定することを見積書に明記するなど、あらかじめ取り決める。
- 発注ロット数に応じた単価で見積りを取得し、見積り時の段階で発注ロット数毎の価格を取り決める。
- 見積書の数量と異なる数量を発注する場合は、その都度単価を再設定するよう、再見積りを行う。

合理的な理由なく、 指値発注をしていませんか？



法令違反となる可能性があります！

合理的な説明をせずに、通常支払われる対価に比べ著しく低い取引価格を不当に定めることは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意！〉チェックポイント

- ☒ 発注者の事情のみをもって指値発注を要請していませんか。
- ☒ 受注者が円高や不況時などの一時的な事情に対応し単価引き下げに協力した後、状況が改善したにもかかわらず単価を据え置いていませんか。
- ☒ 単価があいまいなまま発注し、製品納入後、見積価格を大幅に下回る取引価格を定めていませんか。
- ☒ 厳しい短納期で発注し、受注者に発生する費用増を考慮せずに、取引価格を定めていませんか。
- ☒ 給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産の対価を考慮せずに、取引価格を定めていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 発注者・受注者が十分に協議を行い、合理的な単価を設定する。
- 発注者においては、社内の技術担当及び調達担当の連携を密にし、予算付けの根拠となる見積書が、予定する仕様や発注量を真に反映したものであることを確認した上で、社内の予算承認を得る。
- 急激な円高や需要の急減などで発注者が一時的な単価引き下げなどの要請を行った後、状況が改善した場合には単価引き上げを行うなど、信頼関係を保てるような取引を行う。

本来発注者が負担すべきコストを、 受注者に負担させていませんか？



法令違反となる可能性があります！

発注者の都合で取引条件が変更され、それに伴いコストの増加が生じたにもかかわらず、受注者にそのコストを不当に負担させることは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- ☒ 発注者の都合により、一括納品から分割納品へ変更し、受注者にとって製品の運賃負担が増したにもかかわらず、従来と同様の下請代金で納入させていませんか。
- ☒ 発注者が、発注時に決定した数量を下回る納品数量で発注を中断していませんか。また、その際に必要な費用を受注者に負担させていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 委託代金に含まれる製品の運送経費について、1回の発送量や運搬形態などの条件を加味しながら発注者・受注者が十分に協議を行い、合理的な経費を設定する。
- 市場環境の変化に伴う生産計画の変更などにより、発注時に決定した数量に満たない納品数量で発注を中断せざるをえなくなった場合には、受注者が生産準備に必要とした費用を発注者が負担する。
- 型などの当該製品の生産のためだけに製造・購入されるような設備などの費用は、製品単価に上乗せする支払形態ではなく、当該設備などにかかる費用を別途全額支払うようにする。

製品の図面などの技術情報を 無償で提供させていませんか？



法令違反となる可能性があります！

製造を委託した製品の図面や製造ノウハウなどの技術情報を無償で提供するように要請するなど、受注者の利益を不当に害することは、下請法または独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- ☒ 発注書面上の給付内容に製品の図面などの技術情報の提供が含まれていないにもかかわらず、製品の納入にあわせて発注者から製品の図面などの技術情報を無償で提供するように受注者に要請していませんか。
- ☒ 発注者が、受注者から無償で提供させた製品の図面などの技術情報を転用して、別の見積り額の安い業者に発注していませんか。
- ☒ 発注者が、受注者から無償で提供させた製品の図面などの技術情報のデータを用いて、特許申請をしていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 図面などの技術情報の管理のための取組を徹底する。(取引先との機密保持契約、転用に関して承諾を得るべきことを盛り込んだ基本契約などの締結、など)
- 発注者が図面などの技術情報を提供させたい場合、別途対価を支払って買い取るか、あらかじめ発注内容に図面などの技術情報の提供を含むことを明らかにし、適切な対価を設定する。

受注者の非によらない事後的な仕様変更や工程追加に 要する費用を受注者に負担させていませんか？



法令違反となる可能性があります！

発注者が、自己の都合で発注内容を変更したにもかかわらず、当該発注内容の変更のために受注者が要した費用を全額負担しないなど、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- ☒ 当初の発注から設計や仕様を変更し、追加の作業や当初の納期に間に合わせるための人件費増加などが生じたにもかかわらず、追加費用を受注者に負担させていませんか。
- ☒ 当初の発注内容で加工が進んでいるにもかかわらず、作り直しに相当するような仕様変更を指示し、当初の発注内容で製造された仕掛け品の受領を拒否していませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 発注者の都合により設計・仕様の変更が生じた場合には、仕掛け品の作成費用をはじめ、材料費、人件費などの受注者に発生した費用を発注者が全額負担する。
- 追加の作業の内容や必要な期間を勘案し、適切な納期を確保する。

発注者の都合で、商品の受領を拒否したり 返品したりしていませんか？



法令違反となる可能性があります！

発注者が、正当な理由なく、受領を拒否したり、返品したりすることなどにより、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- ☒ 受け入れ態勢が整わないことを理由に、納期どおり持ち込まれた商品を持ち帰らせたり、納期より遅く納品するよう指示していませんか。
- ☒ 他の事業者には販売できないプライベートブランド商品を返品していませんか。
- ☒ 月末や期末の在庫調整のため、一旦納品を止めさせたり、返品したりしていませんか。
- ☒ 単に発注者の取引先から返品されたことを理由に返品していませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 製品の納入日について、発注者と受注者が日程について十分な協議を行い、確実に受領できる日を書面で定め、発注者は製品を受領できる態勢を確保する。
- 発注者側の都合で納品指定日に商品を受領することができない場合でも、受領したものとして扱い、指示する納品日までの保管費用などの経費を発注者側が負担する。

受注者に従業員を派遣させたり、自社商品を 購入させたりしていませんか？



法令違反となる可能性があります！

発注者が、受注者に、従業員を派遣させたり、受注者との取引に係る商品以外の商品や役務を購入させたりすることなどにより、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- ☒ 派遣費用を負担することなく、受注者の従業員を派遣させ、発注者の業務を行わせていませんか。
- ☒ 取引に影響力のある発注側の担当者が、受注者との取引と関係のない自社商品などの購入、利用を要請していませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 受注者に従業員の派遣を要請する必要がある場合には、派遣の条件についてあらかじめ合意するとともに、派遣に必要な費用を負担する。
- 受注者の専門的な知識・技術を必要としないような作業に従事させようとする場合には、発注者がアルバイトなどを雇うことで対応する。
- 受注者に委託した業務が適切に行われる合理的な必要性が認められるもの以外、外注担当者などを通じての購入・利用の要請は控える。
- 発注者からノルマを定めるなど下請事業者に購入・利用を余儀なくさせるような要請はしない。

約束手形、電子記録債権、一括決済方式を
利用している皆様

交付から満期日までの期間 60日 を超えていませんか？

2024年11月以降、交付から満期日までの期間※₁が60日を超える
約束手形、電子記録債権、一括決済方式は、
行政指導※₂の対象となり得ます。

※₁ 一括決済方式の場合は、「代金の支払期日から代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日までの期間」

※₂ 行政指導の対象は、下請法適用対象の取引



手形サイト60日

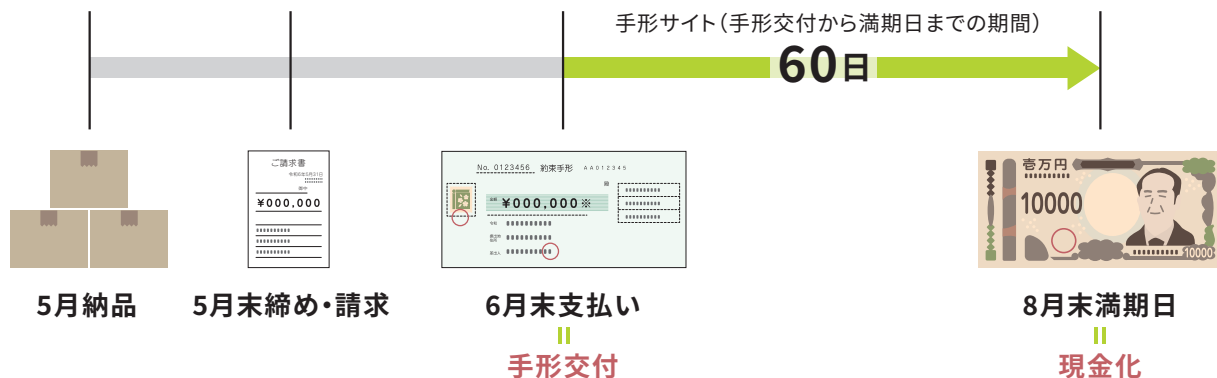


手形サイト90日



手形サイト120日

手形払い(サイト60日)の例 ※月末締め翌月末手形払いの場合



※ 政府は、2026年を目途とした、
紙の約束手形の利用廃止にも取り組んでいます。



背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（１）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

（２）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。
※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（３）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（４）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（５）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

（１）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（２）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（３）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（４）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日 令和8年1月1日（ただし、一部の規定は本法律の公布の日から施行。）

参考資料

自発的申出について

下請法違反行為をしていた親事業者が公正取引委員会・中小企業庁に対して自発的に違反行為を申し出た場合、親事業者の自発的な改善措置が、下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、所要の事由が認められた場合には、勧告を行わない取扱いとする制度です。

その際、以下の事由が認められる必要があります。

- 1 公正取引委員会等が該違反行為に係る調査に着手する前に、当該違反行為を自発的に申し出ている。
- 2 当該違反行為を既に取りやめている。
- 3 当該違反行為によって下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置（注）を既に講じている。
- 4 当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている。
- 5 当該違反行為について公正取引委員会が行う調査及び指導に全面的に協力している。

（注）下請代金を減じていた当該事案においては、減じていた額の少なくとも過去1年間分を返還している。

問い合わせ先

○公正取引委員会 事務総局経済取引局取引部 下請取引調査室

電話 03-3581-3374

https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

○中小企業庁 事業環境部 取引課

電話 03-3501-1732

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/zihatuFAQ.pdf>

自主行動計画について

サプライチェーン全体での「取引適正化」に向けた望ましい取引慣行を浸透させること等を目的に、各産業界自らが取り組む行動をまとめたもので、29業種79団体が策定しています（令和7年4月時点）。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/koudoukeikaku.html>

問い合わせ先

○中小企業庁 事業環境部 取引課（電話 03-3501-1669）

パートナーシップ構築宣言について

事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもので、下記の（１）（２）を宣言します。

（１）サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携

- ・オープンイノベーション
- ・IT実装
- ・グリーン化 等

（２）下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守

特に、取引適正化の重点5課題について宣言します。

- ①価格決定方法
- ②型管理などのコスト負担
- ③手形などの支払条件
- ④知的財産・ノウハウ
- ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

<https://www.biz-partnership.jp/outline.html>

問い合わせ先

○中小企業庁 事業環境部 企画課（電話 03-3501-1765）

○内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（産業・雇用担当）付（03-6257-1541）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について

適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させる観点から、労務費の転嫁のあり方について、内閣官房及び公正取引委員会が連名でとりまとめた指針です。

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

○下請かけこみ寺

中小企業が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kakekomi.html>

○価格転嫁サポート窓口

価格交渉に関する基礎的な知識や原価計算の手法の習得支援を通じて、下請中小企業の価格交渉・価格転嫁を後押しします。

ご相談の際は、以下、よろず支援拠点の各都道府県窓口までご連絡のうえ、価格転嫁に関するご相談の旨をお伝え下さい。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/tenka_support.html

○中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック

取引先と価格交渉を行うために準備しておくといツールや、交渉を行う上で押さえておくといポイントなどを、わかりやすくまとめています。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/pamflet/kakaku_kosho_handbook.pdf

○その他の価格交渉・転嫁のツール

価格交渉の根拠材料として有用な公表資料や、価格交渉に応じてもらえない等の取引上の悩み等に関する情報を用意しています。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shien_tool.html

○価格交渉を行うための事例集

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2018/180416support1.pdf>

○価格転嫁・取引適正化対策の最近の動きと今後の方針

足元の価格転嫁・取引適正化施策と今後の施策について紹介しています。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html#tenka_torihiki_tekiseika